

連携協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、大阪大学共創機構（以下、「甲」という。）と泉大津市（以下、「乙」という。）が、相互の連携推進により、地域における課題やニーズの把握ならびに、甲の研究推進等を図ることにより、新たな社会価値の創造に向けた社会課題の解決に結びつく取組みを創出することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を実現するために、次に掲げる事項について連携協力する。

- (1) 地方自治体又は市民が抱える課題やニーズの収集・分析等に関する事項
- (2) 甲の研究推進等に関する事項
- (3) 乙の課題やニーズに対する甲の研究シーズとのマッチング
- (4) その他、本協定の目的を実現するために必要な事項

(具体的な連携協力内容)

第3条 前条に規定する事項の具体的な内容は、必要に応じて各機関で意見の交換を行い調整するものとする。

(開示)

第4条 甲及び乙は、本協定の存在につき、第三者に開示できるものとする。

(協定期間)

第5条 本協定は、協定締結日の年度末から起算して2年間効力を有するものとする。甲又は乙の代表者が本協定の満了する6か月前までに文書により通知した場合は、本協定を終了することができるものとする。また、当該通知がなされない場合は、本協定はさらに2年間更新されるものとする。

(その他)

第6条 この協定書に定めるもののほか、協定の目的達成のために必要な事項は、甲乙の協議により別途定めるものとする。

この協定書は、2通作成し、それぞれ1通保有するものとする。

令和3年10月1日

泉大津市 市長

南出 賢一

国立大学法人大阪大学 共創担当理事

金田 安史